

業務委託仕様書

1 委託業務名

インバウンド向けデジタルプロモーション素材収集事業

2 事業目的

本県の観光コンテンツをより効果的に宣伝し、インバウンドの誘客に繋げるため、本県が実施するインバウンド向けデジタルプロモーションに使用する写真素材を収集する。

3 業務内容

本県の観光コンテンツについて、インバウンド向けデジタルプロモーションに適した写真素材を収集する。

(1) 収集方法

カメラマン又はインフルエンサー等が撮影した写真素材を収集すること。インバウンド向けデジタルプロモーションに適した写真素材の提供が期待できるカメラマン又はインフルエンサー等を提案すること。企画提案書にサンプル写真を掲載すること。なお、収集する写真素材は、既存の写真素材でも、本事業の中で新たに撮影した写真素材でも構わない。

(2) 収集する観光コンテンツ

以下の観光コンテンツのうち、必須コンテンツ7つ（太字）を含む20以上の観光コンテンツの写真を、合計100枚以上収集すること。1観光コンテンツごとの写真素材の枚数は5枚以内とすること。また、収集可能な観光コンテンツ名及び枚数を企画提案書に記載すること。

（観光地）

フェニックス自然動物園（宮崎市）、科学技術館（宮崎市）、高千穂牧場（都城市）、**鶴戸神宮（日南市）、飫肥城下町（日南市）、**猪八重溪谷（日南市）、花立公園（日南市）、城山公園（延岡市）、クルスの岬（日向市）、スケルツチャ（日向市）、馬ヶ背（日向市）、西都原古墳群（西都市）、**生駒高原（小林市）、**都井岬（串間市）、えびの高原（えびの市）、長田峡（三股町）、高千穂峰（高原町）、皇子原公園（高原町）、綾の照葉大吊橋（綾町）、にしめら川床（西米良村）

（グルメ）

宮崎牛、チキン南蛮、**辛麺、**ニシタチ、カツオ炙り重、伊勢エビ、餃子、かつぼ鶏

（アクティビティ）

サイクリング、ゴルフ、サーフィン、キャンプ、サウナ

（その他）

上記観光コンテンツに加えて、インバウンド向けデジタルプロモーションに適しており、本事業において写真素材の収集が可能な観光コンテンツを提案すること。提案数は2つ以内とし、観光コンテンツの選定理由を提案書に記載すること。

(3) 収集にあたっての条件

写真素材の収集にあたっては、以下の条件を満たすこと。

- ア 写真素材のサイズは、350dpi 又は短辺 3000 ピクセル（短辺：長辺（2：3））以上とし、J P G形式により電子データにして、C D又はD V D等に入れて納品すること。
- イ 本事業において収集する著作物については、発注者に対して利用権を許諾すること。
利用権には、次に掲げるもののほか、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むものとする。
- ・ 宮崎県観光協会が管理するホームページ（※）における観光スポット紹介及び動画・写真ダウンロードページにおけるフリーダウンロード写真素材
※みやざき観光情報旬ナビ：<https://www.kanko-miyazaki.jp/>
 - ・ 発注者や宮崎県観光協会が作成する観光パンフレットやポスター等の印刷物
 - ・ その他、発注者が宮崎県の観光P R用として必要と認めるもの
 - ・ 成果品の引き渡し完了した時点から受託者は発注者の利用権を許諾する。
 - ・ 発注者が利用する著作物の利用許諾期間は、特に定めのないものとする。
- ウ 写真素材は、宮崎県内で撮影したものに限る。

5 成果品の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 3 月 31 日（金）

(2) 提出先

宮崎県観光推進課 海外誘致・MICE 担当

(3) 提出内容

収録した観光素材の一覧表及び写真の電子データを C D 又は D V D 等に記録し、3 部提出する。

6 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品（本事業において収集する写真素材を除く。）の全ての著作権は、宮崎県に帰属し、本県の許可なくして使用・流用してはならない。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。

② 受託者及び第三者が従前から所有していた素材等を納品する場合も前記のとおりとする。

③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 その他

- ・ 業務にかかる一切の経費は、全て事業費に含むこととする。
- ・ 事業実施に係る関係者及び関係機関との調整は、受託者が行うこととする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に

従うこと。

- ・事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、県との協議により変更することがある。
- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県の承認を得ること。